

## 株式会社公世社花平 「かぞく心」 契約約款

加入されたい方は、この約款の内容をよく読んでお申込みください。

株式会社公世社花平（以下「花平」という。）と、互助会加入者（以下「加入者」という。）とは、下記に定めるところにより、「かぞく心」に係る互助会契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第1条（契約の目的）

本契約は、加入者が将来行う葬儀に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は、葬儀に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、花平は、加入者の請求により、葬儀に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。なお、本契約は、葬儀に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

### 第2条（目的の範囲）

目的の範囲を、次のとおりとします。

葬儀（告別式を含む。）のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付。

### 第3条（加入の申込、加入日、約款等の交付、約款の再交付等）

1 互助会には、次のいずれかの方法によって加入いただけます。

#### (1) 書面入会

花平の定めるところにより約款を確認の上、加入申込書に必要事項を記入し、署名又は記名押印して加入申込を行う方法

#### (2) オンライン入会

花平の定めるところにより申込画面の案内に従って、約款を確認の上、必要事項を入力して加入申込を行う方法

2 書面入会の場合、加入申込の際に約款を説明の上、加入申込書を花平が受理した日をもって加入日とします。オンライン入会の場合、加入申込後に電話等の方法で約款を説明の上、花平が加入承諾通知を電子メール等の方法により送付した日をもって加入日とします。ただし、書面入会又はオンライン入会のいずれの場合においても、審査の上、加入を承諾できない場合がございます。その際には、承諾できない旨を遅滞なく通知させていただきます。

3 書面入会の場合にあっては加入申込の際に、オンライン入会の場合にあっては加入承諾通知後に約款、役務サービス説明書、パンフレット及び確認書を加入申込者にお渡し又

は郵便により送付します。約款は提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管して下さい。

- 4 本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申し出があれば、速やかに再交付します。なお、再交付の手数料として1通につき550円（消費税込）を申し受けます。
- 5 第1項にかかわらず、加入の申込者又は代理若しくは媒介をする者（以下「加入者等」という。）が以下に掲げる反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に該当する場合は、加入できません。
  - (1)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）
  - (2)暴力団関係企業、暴力団準構成員
  - (3)総会屋等
  - (4)社会運動標ぼうゴロ
  - (5)政治活動標ぼうゴロ
  - (6)特殊知能暴力集団等
  - (7)その他前各号に準ずる団体又は個人
- 6 加入者が第5項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、本契約を解除します。
- 7 加入申込から6か月を経過しても月掛金のお支払いがないときは、本契約は失効するものとします。ただし、花平が特に認めた場合は、この限りではありません。

#### 第4条（名義変更）

- 1 加入者の申出による名義変更

加入者の申出による名義変更（利用権、解約返戻金請求権を含む。）については、あらかじめ花平の承諾を得て変更することができます。手続きの際には、加入者証並びに加入者本人の実印及び印鑑証明書（発行後3か月以内）が必要です。なお、この変更が、加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となります。
- 2 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するための書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など）をご提示いただくとともに、相続発生の事実を確認するための書類（除籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。なお、相続人が解約を申し入れる場合も、事前に名義変更手続きを行っていただく必要があります。
- 3 第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

#### 第5条（加入者証の発行）

花平は、第3条第1項の加入申込により所定の手続きを行い、速やかに互助会の加入者であることを証する「加入者証」を加入申込者にお渡し又は郵便により送付します。加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。

#### 第6条（加入者証の再発行）

加入者証を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行します。この場合、旧加入者証は無効となります。なお、再発行手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

#### 第7条（住所変更等の届出）

- 1 加入者が、住所その他連絡先を変更された場合には、速やかに花平まで届け出てください。なお、この届出を怠った場合には、花平が知った最終の住所又は居所宛に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。また、連絡先等が変更となり、花平に届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。
- 2 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったために花平からの連絡が不能となっている場合、花平から「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

#### 第8条（領収書の発行）

月掛金のお支払いの都度、花平は所定の領収書を発行します。ただし、銀行等口座振替の場合は通帳への記載をもって、クレジットカードの場合にはその利用明細通知書をもって、銀行振込又は郵便振替の場合にはその受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

#### 第9条（契約金額、月掛金の額、支払方法等）

- 1 契約金額、月掛金の額、支払回数及び期間、支払方法、支払時期は、次のとおりとします。また、施行時に消費税相当額をお預かりします。消費税相当額を含む支払総額は、各コース330,000円となります。

コース	契約金額	月掛金の額	支払回数 及び期間	支払方法 ※1	支払時期
楓 100	300,000円	毎月 3,000円	100回 100か月	口座振替、 クレジットカード	口座振替： 毎月28日 (ただし、 休日にあたる 場合は翌

					営業日)
楓 30	300,000円	毎月 10,000円	30回 30か月	口座振替、 クレジットカード	クレジットカード：加入者が本契約でご利用されるクレジットカードの毎月の決済日 ※2
双葉 60	300,000円	偶数月 5,000円	60回 120か月	口座振替	偶数月28日（ただし、休日にあたる場合は翌営業日）
双葉 15	300,000円	偶数月 20,000円	15回 30か月	口座振替	

※1 指定の方法でお支払いが確認できなかった場合は、現金振込にてお支払いをお願いする場合がございます。なお、振込手数料はご負担願います。

※2 クレジットカードでのお支払いの場合、支払時期は各クレジット会社によって異なります。クレジットカードご利用、決済についての注意事項はお客様が契約されているカード会社の規約をご覧ください。

2 月掛金を前払いでお支払いいただくことも可能です。前払いをご希望の場合は、花平までお問い合わせください。

#### 第10条（役務サービス等の内容）

契約金額に対し、花平が提供する役務サービス等の内容は、別表1のとおりです。

#### 第11条（役務サービス等の提供）

- 1 花平は、加入日以後であればいつでも、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日に本契約に従って、役務サービス等の提供をします。ただし、加入日以後に発生した事由に係る役務サービス等に限りません。なお、加入者が月掛金の完納前にこの約款に定める役務を受けられた場合の月掛金の残額は、一括精算していただきます。
- 2 利用権は、加入者の承諾により、三親等内の親族であれば利用（又は行使）できます。な

- お、三親等内の親族のご利用(又は行使)に際しては、加入者からの請求が必要となります。
- 3 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。その際、本人の確認書類のご提示をいただく場合があります。また、お亡くなりになった加入者のための葬儀にかかわる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に提供します。この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。
- 4 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。ただし、加入者の都合により契約金額に満たない施行をされる方についてはその差額をお返しすることはできません。契約したコース以外の役務サービス等をご利用される場合は、第12条によって提供します。

#### 第12条 (契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により、加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又は本契約の対象となってもグレードの高い内容の役務サービス等の提供を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、花平はその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。ただし、その費用については、加入者にご負担していただきます。

#### 第13条 (月掛金終了後の取扱い)

花平は、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、書面により終了したことを通知します。なお、月掛金の支払い終了後も本契約の定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用権は保存されます。

#### 第14条 (営業保証金等の前受金保全措置)

花平は割賦販売法により、毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関に営業保証金及び前受業務保証金を供託する方法により保全しています。

営業保証金・前受業務保証金供託先 (法務局)

和歌山地方法務局 橋本支局 和歌山県橋本市東家5丁目2番2号

ただし、上記の機関については、花平の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、花平の相談窓口にご直接お問い合わせください。

#### 第15条 (加入者の権利保護)

花平が割賦販売法第27条(前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を

受けたとき、許可を取消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき)に該当することとなった場合は、月掛金残高について第14条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることができます。

#### 第16条 (契約の解除)

1 加入者の都合により、月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過すると本契約を以下のとおり解除することがあります。

(1) 加入者が支払いを中断してから5年を経過後、花平が20日以上の間を定めてその支払いを書面で催告してもなお支払いがないときは、当該期間満了日の翌日をもって本契約を解除します。

(2) (1)により契約を解除した場合、花平は解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内に振り込みます。口座の確認に際しご回答がない等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金は花平にて預かります。

(3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。

2 本契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申出があった日とは、第4項の書類の提出があった日をいいます。この場合、花平は、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第3項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約申出の日から45日以内に、原則として加入者本人の口座に振り込みます。

なお、生活保護法に基づく生活保護を受けられることとなった場合の解約については、証明書が必要となります。この場合、月掛金残高全額を加入者本人の口座に振り込む方法でお返しします。

3 解約返戻金は別表2のとおりです。入会方法(書面入会又はオンライン入会)及び支払方法(口座振替又はクレジットカード)によって解約返戻金が異なりますので、加入者の支払方法に応じた返戻金表をご確認ください。なお、第9条第2項に定める前払方式をご利用の場合は、指定振替口座への請求回数又は収納代行会社への請求回数を計算基準とします。

4 解約手続きは、ご本人確認のため、原則としてメモリアルホール花平市脇内管理室(和歌山県橋本市市脇4-8-10)で行います。

(1) 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、原則として加入者本人の実印及び印鑑証明書(発行後3か月以内)が必要です。

(2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等

(3)加入者本人以外（ご家族又は代理人）による解約の申し出及び取立委任については、確認のために委任状、加入者本人の印鑑証明書（発行後3か月以内）及びその他の必要書類を提出していただく場合があります。

(4)加入者本人の死亡に伴う相続人からの解約申し入れの場合は、第4条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

#### 第17条（損害賠償の額）

加入者は、互助会事業の廃止等花平の責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、本契約を解約することができます。この場合、花平は加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

#### 第18条（営業地域）

花平が役務サービス等の提供を行う地域は、和歌山県橋本市、和歌山県伊都郡、奈良県五條市及び奈良県吉野郡野迫川村とします。

#### 第19条（お問い合わせのご相談窓口）

本契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っています。

株式会社公世社花平 メモリアルホール花平市協内管理室

住所 和歌山県橋本市市協4-8-10

電話 0120-875-135

メールアドレス kazokugokoro@hanahira.jp

営業時間 平日9:00～15:00

#### 第20条（個人情報の取得・利用等に関すること）

花平は、本約款に基づく互助会約款に係る施行・宣伝印刷物の送付等営業案内、葬儀に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況等）をあらかじめ文書により加入者の同意（確認書）を得て取得、利用します。また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規程の策定を行います。

#### 第21条（第三者提供に関すること）

1 花平は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。

(1)業務委託に伴う個人情報の委託（前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）

(2)合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）

(3)個人情報を共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

## 第22条（宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること）

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出をすることができます。

停止のお申し出は、第24条に記載の個人情報に関する問い合わせ先までご連絡下さい。

## 第23条（個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等に関すること）

1 加入者は、花平に対して加入者自身の個人情報及び第三者提供に関する記録を開示するよう請求ができます。ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、他の法令に違反することとなる場合には、その全部又は一部を開示しないことができます。

2 加入者は、花平が保有する個人情報事実でないときは、当該情報の訂正、追加又は削除の請求ができます。

3 加入者は、花平が、加入者の個人情報について、加入者の同意を得ずに目的外利用した場合、違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法で利用した場合、又は、偽りその他不正の手段により取得していた場合は、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができます。

4 加入者は、花平が、第21条第1項に反する第三者提供を行っていた場合は、当該個人情報の第三者への提供の停止を請求することができます。

5 加入者は、花平が、加入者の個人情報について、利用する必要がなくなった場合、個人

情報の重大な漏洩、滅失又は毀損（要配慮個人情報の漏洩等、財産的被害のおそれのある漏洩等、不正の目的によるおそれがある漏洩等、1,000件を超える漏洩等）が生じた場合又はその恐れがある場合、その他個人情報の取り扱いにより加入者の権利・利益が害される恐れがある場合には、花平に対し、加入者自身の個人情報の利用停止又は消去並びに第三者への提供の停止を請求することができます。

6 花平は、本条に定める各請求を受けた場合、これに対する調査結果や判断等を、当該加入者に対して遅滞なく通知します。

7 本条に定める各請求は、第24条に記載の個人情報に関するお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 第24条（個人情報に関する問い合わせ）

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出や個人情報の開示・訂正・削除・利用停止等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

株式会社公世社花平 メモリアルホール花平市協内管理室

住所 和歌山県橋本市市協4-8-10

電話 0120-875-135

営業時間 平日9:00～15:00

#### クーリング・オフについて

1. 訪問販売で互助会の加入申込をされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で加入申込の撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面等を花平の「お問い合わせのご相談窓口」（第19条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。

なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。

2. クーリング・オフを行った場合は、

①クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。

②すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。

この場合返還に要する費用は花平が負担します。

③互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。

3. なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合特定商取引に関する

法律第26条第4項第2号（特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承下さい。

4. 上記のクーリング・オフの行使を防げるために花平が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、花平から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面によるクーリング・オフを行うことができます。

#### 加入申込の撤回について

1. 通信販売で互助会の加入申込をされた場合、加入申込をされた日から8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書など）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で加入申込の撤回を行うことができ、その効力は当該書面等を花平の「お問い合わせのご相談窓口」（第19条参照）あてに発信した日（郵便消印日付など）から発生します。  
なお、加入申込の撤回の通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
2. 加入申込の撤回を行った場合は、
  - ①加入申込の撤回に伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ②すでに月掛金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用は花平が負担します。
3. なお、ご葬儀の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、加入申込の撤回を行うことはできませんので、予めご了承下さい。
4. 上記の加入申込の撤回の行使を防げるために花平が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑して加入申込の撤回を行わなかった場合は、花平から交付する加入申込の撤回妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面により加入申込の撤回を行うことができます。

#### 消費税についての取り扱い

本契約約款に係る消費税は、10%で表示しています。

(1)消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。

(2)手数料等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。

なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承下さい。

和歌山県橋本市橋本一丁目1030番地  
株式会社公世社花平  
電話 0120-875-135

【別表1：役務サービス等の内容】

○：契約役務 ×：契約外役務(有料にて承ります)

項目	役務サービス内容	ご自宅 又は集 会所で の葬儀	小原田 別館で の葬儀
御棺	プリント平蓋 8 分棺 (長さ 1800mm、幅 520mm、高さ 390mm)	○	○
宅送布団	御棺用の布団	○	○
ドライアイ ス	1 日分 (10 kg)	○	○
寝台車	病院や施設からご指定の場所へ搬送いたします (10 km以内、1 回分)。	○	○
遺影写真加 工	四切写真額 1 枚、手札写真額 1 枚 (印刷：四切写真 1 枚、手札写真 2 枚)	○	○
骨箱	金貼箱 7 号(壺 6 寸)1 個、金上(壺 2.7 寸)1 個	○	○
静寂セット	仏衣、枕机、六具足、線香、ローソク	○	○
白木位牌セ ット	白木位牌・六角塔婆・七枚塔婆・カサ	○	○
打合せ担当 者派遣	担当者が伺い、葬儀の打合せを行います (営業地域内のみ)。	○	○
納棺係員派 遣	故人様を御棺に納める係員を派遣します (営業地域内のみ)。	○	○
出棺係員派 遣	出棺を進行する係員を派遣します (営業地域内のみ)。	○	○
火葬場手続 き	死亡届・火葬場手続きを代行します (営業地域内のみ)。	○	○
仏具一式	宗教上必要となる仏具一式・経机・掛け軸をご用意いたします(必要に応じて花平が選定いたします)。	○	○
焼香用品一 式	焼香するための一式をご用意いたします(玉串奉獻、献花は別途費用がかかります)。	○	○
後飾り壇	四十九日までお写真やお位牌などをお祀りする壇です。	○	×
セレモニー スタッフ	葬儀を進行します。	○	×

セレモニー アシスタント	葬儀の進行補助をいたします。	×	○
霊柩車	ご指定の場所から最寄りの火葬場まで搬送いたします（実走 20 km以内）。	○	×
祭壇	式場に合わせたシンプルな祭壇です。	×	○

備考

- 1 会館使用料は、無料です。
- 2 表に記載のないものをご希望の場合は、別途費用が発生します。

(1) 追加費用が必要なもの

項目	費用の目安	備考
粗供養	500 円～	
礼状	70 円～	
飲物代金	実費	
司会	60,000 円	
セレモニースタッフ	18,000 円/人（1 日）	会館葬の場合
駐車場係	6,000 円/人（1 日）	
受付設備・記帳セット一式	実費 10,000 円	会館葬以外の場合 会館葬の場合
出棺マイクロバス（火葬場行）	35,000 円	
収骨マイクロバス（火葬場行）	15,000 円	
タクシー	実費	
寝台車追加	15,000 円（10 km まで）	10 km を超える毎に 2,500 円加算
霊柩車	42,000 円	会館葬の場合
ドライアイス追加	14,000 円	1 日分（10 kg）
前泊	50,000 円	
初七日使用料	50,000 円	
後飾り壇一式	38,000 円	会館葬の場合

(2) その他の費用

御布施等、満中陰志等（香典即日返し）、お料理代金、火葬料金、貸衣装・着付け等、寸志（火葬場行バス・タクシー運転手）など
---

- 3 施行場所の広さ、状況等により表示した飾付物品で装飾できない場合は、他の代替品で装飾する場合があります。また、製造中止等により表示した物品のご提供ができない場合は、同等の飾付物品にて代替させていただく場合があります。

- 4 他の葬儀等の施行と重複するなどの理由によって小原田別館が利用できない場合は、小原田本館の一部を区切った場所での施行となる場合があります。この場合においても、契約金額の範囲内での施行とし、別途費用は生じません。また、差額をお返しいすることはできません。
- 5 役務サービス内容を上回る物品、設備、サービス等をご希望の場合は、ご相談のうえ有料にて承ります。
- 6 小原田別館以外の会館をご希望の場合は、契約外費用として、別途ご注文承ります。

(1) 小原田本館をご利用の場合

祭壇セット価格 175,000 円～

祭壇セット価格に含まれるもの

祭壇	布団・アメニティ セット各 5 組	セレモニースタ ッフ	駐車場係
記録帳			

(2) 市脇 2 階をご利用の場合

祭壇セット価格 270,000 円～

祭壇セット価格に含まれるもの

祭壇	布団・アメニティ セット各 5 組	セレモニースタ ッフ	駐車場係
受付用品一式	記録帳		

(3) 市脇 1 階をご利用の場合

祭壇セット価格 460,000 円～

祭壇セット価格に含まれるもの

祭壇	布団・アメニティ セット各 5 組	司会	セレモニースタ ッフ
警備員	駐車場係	受付用品一式	記録帳
案内看板	後飾り		

【別表 2 : 返戻金表】

①ご入会方法が「書面入会」で、お支払方法が「口座振替」の場合

コース	楓 1 0 0	楓 3 0	双葉 6 0	双葉 1 5	
契約金額	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円	
月掛金	3,000 円	10,000 円	5,000 円	20,000 円	
支払回数	100 回	30 回	60 回	15 回	
返 戻 金 額	1 回	0 円	0 円	0 円	2,000 円
	2 回	0 円	1,810 円	0 円	21,810 円
	3 回	0 円	11,620 円	0 円	41,620 円
	4 回	0 円	21,430 円	1,430 円	61,430 円
	5 回	0 円	31,240 円	6,240 円	81,240 円
	6 回	0 円	41,050 円	11,050 円	101,050 円
	7 回	2,280 円	50,860 円	15,860 円	120,860 円
	8 回	5,160 円	60,670 円	20,670 円	140,670 円
	9 回以降	以下 1 回毎に 2,880 円加算	以下 1 回毎に 9,810 円加算	以下 1 回毎に 4,810 円加算	以下 1 回毎に 19,810 円加算
	月掛金 支払い 終了後	270,120 円	276,490 円	270,790 円	279,340 円

②ご入会方法が「書面入会」で、お支払方法が「クレジットカード」の場合

コース	楓 1 0 0	楓 3 0	
契約金額	300,000 円	300,000 円	
月掛金	3,000 円	10,000 円	
支払回数	100 回	30 回	
返 戻 金 額	1 回	0 円	0 円
	2 回	0 円	1,600 円
	3 回	0 円	11,200 円
	4 回	0 円	20,800 円
	5 回	0 円	30,400 円
	6 回	0 円	40,000 円
	7 回	2,280 円	49,600 円
	8 回	5,160 円	59,200 円
	9 回以降	以下 1 回毎に 2,880 円加算	以下 1 回毎に 9,600 円加算
	月掛金 支払い 終了後	270,120 円	270,400 円

③ご入会方法が「オンライン入会」で、お支払方法が「口座振替」の場合

コース	楓100	楓30	双葉60	双葉15	
契約金額	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
月掛金	3,000円	10,000円	5,000円	20,000円	
支払回数	100回	30回	60回	15回	
返 戻 金 額	1回	0円	0円	0円	5,700円
	2回	0円	5,510円	0円	25,510円
	3回	0円	15,320円	320円	45,320円
	4回	0円	25,130円	5,130円	65,130円
	5回	0円	34,940円	9,940円	84,940円
	6回	2,925円	44,750円	14,750円	104,750円
	7回	5,770円	54,560円	19,560円	124,560円
	8回	8,615円	64,370円	24,370円	144,370円
	9回以降	以下1回毎に 2,845円加算	以下1回毎に 9,810円加算	以下1回毎に 4,810円加算	以下1回毎に 19,810円加算
	月掛金 支払い 終了後	270,355円	280,190円	274,490円	283,040円

④ご入会方法が「オンライン入会」で、お支払方法が「クレジットカード」の場合

コース	楓100	楓30	
契約金額	300,000円	300,000円	
月掛金	3,000円	10,000円	
支払回数	100回	30回	
返 戻 金 額	1回	0円	0円
	2回	0円	5,300円
	3回	0円	14,900円
	4回	0円	24,500円
	5回	0円	34,100円
	6回	2,925円	43,700円
	7回	5,770円	53,300円
	8回	8,615円	62,900円
	9回以降	以下1回毎に 2,845円加算	以下1回毎に 9,600円加算
	月掛金 支払い 終了後	270,355円	274,100円